

# 令和7年度文部科学省政策評価実施計画

令和7年4月1日文部科学大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下「政策評価法」という。）及び「文部科学省政策評価基本計画」（令和5年4月1日文部科学大臣決定、令和6年4月1日一部改定）（以下「基本計画」という。）に基づき、令和7年度文部科学省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

## 第1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 第2 政策評価の対象

政策評価の実施に当たっては、基本計画の別紙（参考参照）に定める「文部科学省の使命と政策目標」に沿って、以下の1及び2のとおり評価対象を設定する。

### 1. 事後評価

#### (1) 文部科学省の政策全般に関する評価

令和7年度は教育、科学技術・学術、スポーツ及び文化の政策分野ごとに、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組を継続する。

#### (2) 規制に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）第3条第6号に掲げる政策を対象とする（事後評価の実施時期が令和7年度に到来したもの）。

#### (3) 租税特別措置等に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象とする（事前評価あるいは事後評価実施年度から5年以内）。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、当該年度に事後評価を実施したものとみなす。

### 2. 事前評価

#### (1) 研究開発に関する評価

令和 8 年度予算において新規又は拡充を予定している事業のうち、施行令第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

### **(2) 規制に関する評価**

令和 7 年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、施行令第 3 条第 6 号に掲げるものを対象とする。

### **(3) 租税特別措置等に関する評価**

令和 8 年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げるものを対象とする。

## **第 3 評価の実施方法**

### **1. 事後評価の実施方法**

#### **(1) 文部科学省の政策全般に関する評価の実施方法（実績評価方式等）**

政策分野ごとに最も適切な方法で実施する。

#### **(2) 規制に関する評価の実施方法（事業評価方式）**

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果（便益）の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事後評価を実施する。

#### **(3) 租税特別措置等に関する評価の実施方法（事業評価方式）**

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について、事後評価を実施する。

### **2. 事前評価の実施方法**

#### **(1) 研究開発に関する評価の実施方法（事業評価方式）**

政策所管部局は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 29 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）等を踏まえて事前評価を行う。その際、科学技術・学術審議会等において有識者の知見を聴取することを基本とする。

#### **(2) 規制に関する評価の実施方法（事業評価方式）**

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果（便益）の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事前評価を実施

する。

### (3) 租税特別措置等に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について、事前評価を行う。

### 3. 評価結果の公表

政策所管部局は、国民への説明責任の徹底を図る観点から評価書の要旨を作成し、各評価書と同時に公表する。

### 第4 政策評価結果の政策への反映状況の公表

政策所管部局は、政策評価法第11条の規定に基づき、令和7年度に行った事前評価及び事後評価結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、公表する。

### 第5 実施計画の見直し

実施計画については、政策評価の実施状況等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期間内においても所要の見直しを行う。

### 第6 その他

実施計画に定めるもののほか、令和7年度に行う政策評価に関し、必要な事項は別に定める。

## 文部科学省の使命と政策目標

<b>文部科学省の使命</b>	
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。	
<b>政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進</b>	<b>政策目標8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化</b>
<p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 施策目標1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保 施策目標1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上 施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進</p>	<p>科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力開拓を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基礎の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。</p> <p>施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化 施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興 施策目標8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進 施策目標8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現</p>
<b>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>	<b>政策目標9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応</b>
<p>子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進めること。</p> <p>施策目標2-1 確かな学力の育成 施策目標2-2 豊かな心の育成 施策目標2-3 健やかな体の育成 施策目標2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり 施策目標2-7 幼児教育の振興 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p>国内外で顕在化している重要政策課題に対応する基礎・応用分野における研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。</p> <p>施策目標9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 施策目標9-2 核・エネルギーに関する課題への対応 施策目標9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 施策目標9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応 施策目標9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進</p>
<b>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>	<b>政策目標10 原子力事故による被害者の救済</b>
<p>全国全ての地域において優れた教職員を必要と確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償協約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保</p>
<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>	<b>政策目標11 スポーツの振興</b>
<p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係を構築する。</p> <p>施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ、豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、輝きの強い世界を創る。</p> <p>施策目標11-1 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現 施策目標11-2 東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築 施策目標11-3 スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化 施策目標11-4 スポーツを通じた社会課題の解決</p>
<b>政策目標5 授与金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>	<b>政策目標12 文化芸術の振興</b>
<p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 施策目標12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 施策目標12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成</p>
<b>政策目標6 私学の振興</b>	<b>政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b>
<p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標13-1 国際交流の推進 施策目標13-2 国際協力の推進</p>
<b>政策目標7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策</b>	
<p>企業、大学、公的研究機関等の多様な主体の連携や国際ネットワークの構築等を戦略的に推進することにより、社会の諸課題への的確に対応するとともにイノベーションの創出を図る。</p> <p>施策目標7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 施策目標7-2 様々な社会課題を解決するための総合知の活用 施策目標7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	